

第6章 工事検査

第1節 工事検査

- 1 指定工事業者は、工事検査の結果管理者に手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて工事検査を受けなければならない。

(指定工事業者規程第7条第2項)

- 2 指定工事業者は、当該給水装置工事の内容及び給水装置の構造及び材質の基準適合について説明できる主任技術者を立会いさせ、工事検査を受けること。

第2節 検査の準備

- 1 工事が竣工したときは速やかに通水検査及び竣工検査チェックシート（様式第3号）、工事写真、竣工図面等を整備し、検査手続きを行うこと。
- 2 検査時に竣工図面と現場との相違による図面訂正のないよう、事前に現地確認を十分に行うこと。
- 3 図面訂正がある場合には必ず検査前に審査員に申し出て訂正の許可を得た後、図面訂正を行うこと。
- 4 局の検査を受ける前に、必ず施工者側で水圧テスト等を実施し、漏水の有無を確認すること。

第3節 検査の種類

- 1 指定工事業者

- (1) 事前検査

局の竣工検査前に主任技術者があらかじめ給水装置の確認を行う検査

- 2 上下水道局

- (1) 中間検査

工事施行中のものについては、必要に応じて随時現場検査を行い、その施工方法について検査をする。

- (2) 竣工検査（仮設工事の場合）

工事用の仮設工事については、次の点を判断できる写真を提出することにより現地検査に代えて竣工検査とすることができる。

- ① 外線部工事写真

② 量水器ボックス設置状況

③ 給水栓の取付状況

(3) 通水検査

竣工検査を基本とするが、内部は竣工したものの、外線部舗装が仮復旧の状態や外構工事が未完成のため量水器ボックス周りが仕上がっていない状態などにおいても、施主からの申し出があれば、必要に応じて検査を行い、合格したものに限り通水する。

(4) 竣工検査

竣工図面等に基づき、水栓番号とメーター番号との照合、メーター設置状態、水圧検査の合否、漏水及び無計量水栓の有無、残留塩素の確認、給水装置の構造・材質基準に適合などについて確認、検査を行う。なお、通水検査から竣工検査までの期間は、原則として1箇月以内とする。

第4節 検査の内容

- 1 主任技術者は、竣工図面等の書類検査又は現地検査により、給水装置が構造・材質基準に適合していることを、局の竣工検査前に事前検査を行い、確認しなければならない。
- 2 給水装置の使用開始前に管内を洗浄するとともに、通水試験、耐圧試験等を行う必要がある。

表6-1 書類検査

検査項目	検査の内容
位置図	<ul style="list-style-type: none">・工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。・工事箇所が明記されていること。
平面図及び立面図	<ul style="list-style-type: none">・方位が記入されていること。・建物の位置、構造が判りやすく記入されていること。・道路種別等付近の状況が判りやすいこと。・隣接家屋の水栓番号及び境界が記入されていること。・平面図と立面図が整合していること。・隠蔽された配管部分が明記されていること。・各部の材料、口径及び延長が記入されており、<ul style="list-style-type: none">①給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。②構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。(水の汚染・破壊・侵食・逆流・凍結防止等対策の明記)・オフセットが記入されていること。

表6-2 現地検査

検査種別及び検査項目		検査の内容
屋外の検査	1. 水道メーター, メーター直結止水栓	<ul style="list-style-type: none"> ・オフセットが正確に測定されていること。 ・水道メーターは, 逆付け, 片寄りがなく, 水平に取り付けられていること。 ・検針, 取替えに支障がないこと。 ・止水栓の操作に支障のないこと。 ・止水栓は, 逆付け及び傾きがないこと。
	2. 埋設深さ	<ul style="list-style-type: none"> ・規定の深さが確保されていること。
	3. 管延長	<ul style="list-style-type: none"> ・竣工図面と整合すること。
	4. 止水栓	<ul style="list-style-type: none"> ・スピンドルの位置がボックスの中心にあること。
配管	1. 配管	<ul style="list-style-type: none"> ・延長, 給水用具等の位置が竣工図面と整合すること。 ・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・配管の口径, 経路, 構造等が適切であること。 ・水の汚染, 破壊, 侵食, 凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・逆流防止のための給水用具の設置, 吐水口空間の確保等がなされていること。 ・クロスコネクションがなされていないこと。
	2. 接合	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な接合が行われていること。
	3. 管種	<ul style="list-style-type: none"> ・性能基準適合品の使用を確認すること。
給水用具	1. 給水用具	<ul style="list-style-type: none"> ・性能基準適合品の使用を確認すること。
	2. 接続	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な接合が行われていること。
受水タンク	1. 吐水口空間の測定	<ul style="list-style-type: none"> ・吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。
機能検査		<ul style="list-style-type: none"> ・通水した後, 各給水用具からそれぞれ放流し, 水道メーター経由の確認及び給水用具の吐水量, 動作状態などについて確認すること。
耐圧試験		<ul style="list-style-type: none"> ・一定の水圧による耐圧試験で, 漏水及び抜けなどのないことを確認すること。
水質の確認		<ul style="list-style-type: none"> ・残留塩素, 濁り, 色, 臭気等の確認を行うこと。

3 水圧検査

- (1) 分岐部からメーターまでは, 布設工事時の水圧テスト (0.75MPa 1分間) の写真で確認する。
- (2) メーター下流側については, 竣工した給水装置に原則として水圧 (1.75MPa) を1分間以上かけて, 漏水の有無を確認する。ただし, 口径50ミリメートル以上で仕切弁等を使用し, 1.75MPaをかけることができない場合は, 0.75MPaとする。
- (3) 2次側の給湯管については, 1分間以上漏水の有無を確認する。

4 使用材料の検査

- (1) 器具等の品番, 取付状態

5 公道部分

- (1) 路面等の復旧状況
- (2) 標示ピンの設置状況

6 私設配水管

竣工図面，弁栓台帳，工事写真等を提出すること。

私設配水管の検査は，配水管標準仕様書に準拠すること。

第5節 手直し再検査

竣工検査に不合格の場合は，その原因箇所を速やかに手直しをして再検査を受けなければならない。

第6節 検査合格後

- 1 竣工検査又は通水検査に合格し，給水申込みのあったものに通水する。
- 2 標識（水栓番号），施工業者の標識（ラベル）を施主の了解を得て，家屋の門戸等に表示する。（施行規程第21条）

様式第3号(表)

通水検査及び竣工検査チェックシート

指定工事業者名 _____ 業者コード _____ 主任技術者名 _____

給水装置場所 高知市 _____ 町 _____ 番地 _____
 番号 _____

水栓番号 _____ 新設 改造

チェック項目		工事業者	局検査員	備考
図面	現場との整合性			
	栓数			
	符号が適正かつきれいに書けている			
	材料、金額などの記入が正確			
	オフセットが正確に記入されている			
工事写真	外線			
	メーター周り			
	埋設管の材質、深さ			
	隠蔽部の材質、固定等			
	受水タンク立上り被覆前			
外線	本復旧			
	止水栓（ボックス、止水栓に傾きがなく中心にある）			
	道路標示（区画線等）の復旧			
	標示ピン			
量水器周り	メーターがセンターにある			
	水平に設置			
	ラックナットに器具がかかる			
	計量、取替えに支障がない（特に車の下にならない）			
内線	器具の取付け			
	管の接続、固定が適切			
	クロスコネクションがない			
貯水槽水道	管種			
	吐水口空間			
	波浪防止板（20mm以上）			
	防虫網			
	衝撃吸収装置（20mm以上）			
外構工事	施錠			
	管の埋設、固定等			
	保温			
誓約書	浄水器			
	井水			
	貯水槽水道の管理			
	その他			

